

## 企業再生の場合の資産の評価損益と欠損金の繰越控除制度に関する改正

### 1 資産の評価益の益金不算入制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、法人がその有する資産の評価換え（会社更生法又は更生特例法（以下「会社更生法等」といいます。）の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え等を除きます。）をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は益金の額に算入しないというものです（旧法 25 、旧法令 24 ）。

#### 〔改正の内容〕

- (1) 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定等があった場合の資産の評価換えに係る規定の整備  
会社更生法等の規定に従って行う資産の評価換えに係る評価益は、これらの法律の規定による更生計画認可の決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入することが明確化されました（法 25 ）。
- (2) 民事再生法の規定による再生計画認可の決定等があった場合の資産の評価益の益金算入制度の創設  
法人に民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じた場合において、その法人がその有する資産の価額につき一定の評定を行っているときは、その資産（売買目的有価証券等一定のものを除きます。）の評価益の額は、これらの事実が生じた日の属する事業年度の益金の額に算入することとされました（法 25 ）。

#### イ 対象となる事実

資産の評価益の額を益金の額に算入することとなるのは、次に掲げる事実が生じた場合です（法 25 、法令 24 の 2 、法規 8 の 5 ）。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (イ) 民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (ロ) 商法の規定による整理計画の決定があったこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (ハ) 上記(イ)及び(ロ)に準ずる事実で、その債務処理に関する計画が次に掲げる要件に該当するもの<br>a 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていること<br>b 債務者の有する資産及び負債につき、準則に定められた資産及び負債の価額の評定に関する事項に従って資産評定が行われ、その資産評定による価額を基礎とした債務者の貸借対照表が作成されていること<br>c bの貸借対照表における資産及び負債の価額、その債務処理に関する計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対する債務免除額が定められていること<br>d 2以上の金融機関等又は政府関係金融機関若しくは協定銀行が債務の免除をすることが定められていること<br>(注) aの準則は、公正かつ適正なものと認められるものであって、資産及び負債の価額の評定に関する事項など一定の事項が定められているものに限定されるとともに、特定の者（政府関係金融機関及び協定銀行を除きます。）が専ら利用するためのものは除かれます。 |

#### ロ 資産の価額の評定と評価益の額

資産の価額につき行う評定は、次表の左欄に掲げる事実の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる評定となり、益金の額に算入される評価益の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額となります（法令 24 の 2 ）。

| 事 実                | 評 定                                  | 評 価 益 の 額                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 上記イの(イ)及び(ロ)に掲げる事実 | 資産の価額につき、左欄の事実が生じた時の価額により行う評定        | 左欄の事実が生じた時の資産の価額が、その事実が生じた時の直前の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額                       |
| 上記イの(ハ)に掲げる事実      | 準則に定められた資産及び負債の価額の評定に関する事項に従って行う資産評定 | 資産評定による価額を基礎とした債務者の貸借対照表に計上されている資産の価額が、左欄の事実が生じた時の直前の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額 |

## 八 適用の対象資産から除かれる資産

次に掲げる資産については、この制度の適用の対象となる資産から除かれています（法令 24 の 2 、法規 8 の 5 ）。

(イ) 上記イの(イ)～(ハ)に掲げる事実が生じた日の属する事業年度開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下「前 5 年内事業年度等」といいます。）において、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定等の適用を受けた減価償却資産

(ロ) 法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的有価証券

(ハ) 法令第 119 条の 14《償還有価証券の帳簿価額の調整》に規定する償還有価証券

(ニ) 資産を一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の価額とその帳簿価額との差額がその資産を有する法人の資本等の金額の 2 分の 1 に相当する金額と 1,000 万円とのいずれか少ない金額に満たない場合のその資産

（注）前 5 年内事業年度等において(イ)に掲げる規定等の適用を受けた固定資産（(イ)の減価償却資産を除きます。）で、その価額がその帳簿価額を超えるものについては、上記の「資産の価額とその帳簿価額との差額」は、その前 5 年内事業年度等において(イ)に掲げる規定等により損金の額に算入された金額又はその超える部分の金額のいずれか少ない金額を控除した金額となります。

## 二 適用要件等

この民事再生法の規定による再生計画認可の決定等に係る制度は、確定申告書に評価益の額の益金算入に関する明細の記載があり、かつ、評価益関係書類の添付がある場合に限り、適用されます。ただし、下記 2 の民事再生法の規定による再生計画認可の決定等による評価損の金額がある場合には、評価益に関する明細の記載及び関係書類の添付に加え、評価損の額の損金算入に関する明細の記載及び評価損関係書類の添付がある場合に限り、適用されます（法 25 、法規 8 の 5 ）。

〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)の改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に行う評価換えについて適用し、同日前に行った評価換えについては、改正前の規定が適用されます（改正法附則 10 、78、84）。

(2) 改正の内容の(2)の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に上記(2)イ(イ)～(ハ)に掲げる事実が生ずる場合について適用されます（改正法附則 10 ）。

## 2 資産の評価損の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は損金の額に算入しないというものです（法 33 ）。

ただし、法人の有する資産（預金等を除きます。）につき、会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があったことによりその資産につき評価換えをする必要が生じたことその他の一定の事実が生じたことにより、その資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合において、その資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における資産の価額との差額に達するまでの金額は、損金の額に算入することとされています（旧法 33 、旧法令 68 ）。

〔改正の内容〕

資産の評価損の規定についても、上記 1 に準じた改正が行われました（法 33、法令 68、68 の 2、法規 22 の 2 ）。

〔適用時期〕

改正後の会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった場合の資産の評価損の損金算入の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に行う評価換えについて適用し、同日前に行った評価換えについては、改正前の規定が適用されます（改正法附則 11 ）。

民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に上記 1 (2)イ(イ)～(ハ)に掲げる事実が生ずる場合について適用されます（改正法附則 11 ）。

### 3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、法人（連結子法人を除きます。）に商法の規定による整理開始の命令があったこと、民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことその他の一定の事実が生じた場合において、その事実が生じたことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであった者から私財の提供を受け、又はその事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額で法第 57 条第 1 項の規定及び第 58 条第 1 項の規定により損金の額に算入される青色欠損金及び災害損失金を控除した金額に相当する金額のうち、その私財提供益及び債務免除益の合計額に達するまでの金額について損金の額に算入するというものです（旧法 59 、旧法令 117、118）。

#### 〔改正の内容〕

#### (1) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があった場合等の規定の整備

##### イ 資産の評価益又は評価損の益金算入又は損金算入があった場合の欠損金額の範囲の整備

この制度により損金の額に算入される欠損金額の範囲に関して、その法人につき民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じたことにより法第 25 条第 3 項《資産の評価益の益金算入》又は第 33 条第 3 項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用を受ける場合には、その規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）の債務免除益、私財提供益及び資産の評価損益の合計額（その合計額が次の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額について、法第 57 条第 1 項又は第 58 条第 1 項の規定の適用がある青色欠損金又は災害損失金（以下「青色欠損金等」といいます。）以外の欠損金を青色欠損金等に優先して損金の額に算入することとされました（法 59 、法令 117、118）。

したがって、この場合の損金算入額は、次の ～ のうち最も少ない金額となります。

適用年度終了の時ににおける前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から青色欠損金等を控除した金額

債務免除益、私財提供益及び資産の評価損益の合計額

適用年度の法第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項及び第 59 条第 2 項の規定を適用しないで計算した場合の所得金額

（注）上記 の資産の評価損益の金額は、法第 25 条第 3 項の規定により適用年度の益金の額に算入される金額から法第 33 条第 3 項の規定により適用年度の損金の額に算入される金額を減算した金額となります（法 59 三）。

##### ロ 連結納税制度に係る規定の整備

次の改正が行われました（法 59、法令 155 の 4）。

適用対象法人に連結子法人が追加されました。

債務免除益及び私財提供益の計算に当たり、債権者及び役員若しくは株主等又はこれらであった者から債務者である連結法人と連結完全支配関係がある連結法人を除くこととされました。

#### (2) 会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合の規定の整備

会社更生法等に定められていた更生手続開始の決定があった場合における債務免除益等に相当する金額の益金不算入の規定が廃止され、法人税法に規定されたことによる所要の整備が行われました。（法 59 、法令 116 の 3、116 の 4、改正法附則 77、83）

#### 〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)の改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度（経過事業年度を除きます。）の所得に対する法人税について適用し、同日前に終了した事業年度（経過事業年度を含みます。）の所得に対する法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 12 、78、84）。

（注）「経過事業年度」とは、平成 17 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度のうち、法第 25 条第 3 項又は第 33 条第 3 項の規定により資産の評価益又は評価損を計上する事由となる一定の事実の生じた日の属する事業年度でその事実の生じた日が平成 17 年 4 月 1 日前であるものをいいます（改正法附則 12 ）。

(2) 改正の内容の(2)の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に会社更生法等の規定による更正手続開始の決定がされる場合について適用し、同日前にこれらの法律の規定による更正手続開始の決定がされた場合については、改正前の会社更生法等の規定が適用されます（改正法附則 12 、78、84）。

#### 4 その他

資産の評価損益に係る法令の改正に関連し、次の改正が行われました。

(注)1 以下の表において「会社更生等評価換え」とは、会社更生法等の規定に従って行う評価換えをいいます。

2 以下の表において「民事再生等評価換え」とは、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実(以下「評価換えの基礎となる事実」といいます。)が生じた日の属する事業年度等において、法第25条第3項又は第33条第3項の規定により、資産の評価益又は評価損の額として一定の金額を益金の額又は損金の額に算入することをいいます。

| 改正事項                                                                               | 改正の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 適用時期等                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 棚卸資産の取得価額の特例(法令33、改正法附則10、11)                                                  | ○ 棚卸資産につき民事再生等評価換えが行われた場合には、当該事業年度以後の各事業年度におけるその棚卸資産の評価額の計算については、その評価換えの基礎となる事実が生じた日においてその棚卸資産の取得価額にその評価益又は評価損の額を加算又は減算した金額によりその棚卸資産を取得したものとみなすこととされました。                                                                                                                                            | 平17.4.1以後に民事再生等評価換えが行われる棚卸資産について適用されます。                                                                                                                              |
| (2) 減価償却資産の償却の方法(法令48～、改正法附則10、11、改正法令附則6)                                         | ○ 定率法を採用している減価償却資産につき、会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算上、その減価償却資産について既に損金の額に算入された金額には、その減額された金額を含むものとされました。<br>○ 生産高比例法を採用している鉱業用減価償却資産若しくは鉱業権又は国外リース資産につき、会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた場合には、その評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額は、評価換え後の帳簿価額を基礎として計算することとされました。 | 民事再生等評価換えに関する改正後の規定は、平17.4.1以後に民事再生等評価換えが行われる資産について適用されます。<br>会社更生等評価換えに関する改正後の規定は、平17.4.1以後に会社更生等評価換えが行われる資産について適用され、同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えが行われた資産については、従来どおり適用されます。 |
| (3) 減価償却資産の取得価額(法令54、改正法附則10、改正法令附則6)                                              | ○ 減価償却資産につき会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、従前の取得価額にその帳簿価額が増額された金額を加算した金額をもってその資産の取得価額とみなすこととされました。                                                                                                                                                      | (2)の適用時期等と同じとなります。                                                                                                                                                   |
| (4) 減価償却資産の償却可能限度額(法令61、改正法附則11、改正法令附則6)                                           | ○ 減価償却資産につき当該事業年度において会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その減額された金額を当該事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額に含めて償却可能限度額の計算を行うこととされました。                                                                                                                                                                | (2)の適用時期等と同じとなります。                                                                                                                                                   |
| (5) 損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産の範囲等(法令61の3三、改正法附則10)                                    | ○ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産について、その増額された金額は、その評価換えが行われた事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととされました。                                                                                                                                                                                                    | (2)の適用時期等と同じとなります。                                                                                                                                                   |
| (6) 繰延資産の償却限度額等(法令64～、改正法附則10、11、改正法令附則7)(法令66の2三、改正法附則10)                         | ○ 繰延資産の償却限度額について、上記(2)に準じた改正が行われました。<br>○ 繰延資産の損金経理額とみなされる金額について、上記(5)に準じた改正が行われました。                                                                                                                                                                                                                | (2)の適用時期等と同じとなります。<br>(2)の適用時期等と同じとなります。                                                                                                                             |
| (7) 有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例等(法令119の3、改正法附則10、11)(法令119の4、改正法附則10、11) | ○ 移動平均法を適用する有価証券について民事再生等評価換えが行われた場合には、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、評価換えの基礎となる事実が生じた日の前日におけるその有価証券の帳簿価額に、民事再生等評価換えによる評価益又は評価損の金額を加算又は減算した金額を基礎として算出することとされました。<br>○ 総平均法を適用する有価証券について民事再生等評価換えが行われた場合には、評価換前期間(当該事業年度開始の時からそ                                                                                 | (2)の適用時期等と同じとなります。<br>(2)の適用時期等と同じとなります。                                                                                                                             |

|                                                                   |                                                                                                                                                                                        |                     |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|                                                                   | <p>の評価換えの直前の時までの期間をいいます。)及び評価換え後期間(その評価換えがあった時から当該事業年度終了の時までの期間をいいます。)をそれぞれ一事業年度とみなして、その有価証券の単位当たりの帳簿価額を算出することとされました。</p> <p>なお、この場合において、民事再生等評価換えは、評価換えの基礎となる事実が生じた時に行われたものとされます。</p> |                     |
| (8) 外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算(法令122の2、改正法附則10、11)               | ○ 外貨建資産等について民事再生等評価換えが行われた場合には、評価換えの基礎となる事実が生じた時に、外貨建資産等の取得又は発生の原因となった外貨建取引を行ったものとみなすこととされました。                                                                                         | (2) の適用時期等と同じとなります。 |
| (9) 分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整(法令122の14 一・四、155の22 一・四、改正法附則10、11) | ○ 譲渡損益調整資産につき一定の事由が生じた場合にその譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する金額の計算について、民事再生等評価換えが行われた場合が追加されました。                                                                                      | (2) の適用時期等と同じとなります。 |
| (10) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入(法令123の8 四、改正法附則10、11)                    | ○ 特定引継資産の譲渡等特定事由から民事再生等評価換えにおける評価損の計上を除くこととされました。                                                                                                                                      | (2) の適用時期等と同じとなります。 |

## 減価償却制度に関する改正

- 特別償却制度等について、次の改正が行われました。

| 改 正 事 項                                                                                                                                                                                                                                 | 改 正 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 適 用 時 期 等                           |        |                                                          |                      |                                                                          |                              |                                                             |                   |                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 (措法42の 5 、 68の10 、 平 4 大蔵省告示第 57号、平17財務省告示第122号)                                                                                                                                                       | ○ 適用対象となる新エネルギー利用設備等から電気自動車が除かれました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 |        |                                                          |                      |                                                                          |                              |                                                             |                   |                                                                                                                                                    |
| (2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却 (措法42の 7 四、 68の12 四、平 9 大蔵省告示第221号、平17財務省告示第123号 )<br>( 措法42の7 五、68の 12 五、平11農林水産省告示第1335号、平17農林水産省告示第581号 )<br>( 措法42の 7 六～八、 68の12 六～八、旧措法 42の 7 六・七、68の12 六・七、旧措令27の 7 ～ 、 39の42 ～ 、 改正法附則 1 十九、 31 、 45 ) | ○ 特定旅館業を営む大規模法人について、適用対象資産から旅館業用電子計算機が除かれました。<br><br>○ 認定農業者に該当する法人について、適用対象資産から次のものが除かれました。<br>・ 自走式トラクター<br>・ 自走式畝立マルチ施肥機<br>○ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法が廃止され、中小企業経営革新支援法が中小企業新事業活動促進法に改正されたことに伴い、次のとおり制度が改組されました。 <table><tr><th>適 用 対 象 法 人</th><th>適用対象資産</th></tr><tr><td>イ 中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法に規定する中小企業者</td><td>当該承認経営革新計画に定める機械及び装置</td></tr><tr><td>ロ 中小企業新事業活動促進法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同法に規定する中小企業者</td><td>当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置</td></tr><tr><td>ハ 中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者で一定の業種に属する事業を営むもののうち設立の日以後 5 年以内のもの</td><td>当該事業の用に供される機械及び装置</td></tr></table> <p>(注) 適用対象法人からはいずれも事業協同組合等及び大規模法人の子会社は除かれます。</p> ○ 適用期限が平成19年 3 月31日まで 2 年延長されました。 | 適 用 対 象 法 人                         | 適用対象資産 | イ 中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法に規定する中小企業者 | 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置 | ロ 中小企業新事業活動促進法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同法に規定する中小企業者 | 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置 | ハ 中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者で一定の業種に属する事業を営むもののうち設立の日以後 5 年以内のもの | 当該事業の用に供される機械及び装置 | 平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。<br><br>同 上<br><br>中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日 ( 平17. 4 . 13 )以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 |
| 適 用 対 象 法 人                                                                                                                                                                                                                             | 適用対象資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     |        |                                                          |                      |                                                                          |                              |                                                             |                   |                                                                                                                                                    |
| イ 中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法に規定する中小企業者                                                                                                                                                                                | 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                     |        |                                                          |                      |                                                                          |                              |                                                             |                   |                                                                                                                                                    |
| ロ 中小企業新事業活動促進法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同法に規定する中小企業者                                                                                                                                                                | 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                     |        |                                                          |                      |                                                                          |                              |                                                             |                   |                                                                                                                                                    |
| ハ 中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者で一定の業種に属する事業を営むもののうち設立の日以後 5 年以内のもの                                                                                                                                                                             | 当該事業の用に供される機械及び装置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                     |        |                                                          |                      |                                                                          |                              |                                                             |                   |                                                                                                                                                    |